

令和6年度改正の主なポイント

福祉部 介護保険課

対象事業所： 居宅介護支援

人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する
条例（平成30年3月27日豊島区条例第21号）
- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する
条例施行規則（平成30年3月30日豊島区規則第42号）
- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例施行要領（平成30年6月25日30豊保介発第1022号）

この3つの基準を項目ごとに参照できるように3連表を作成しています。

【豊島区役所HP】健康・福祉>介護>介護保険>介護サービス事業者向け
情報>届出・指定>居宅介護支援>【三連表】居宅介護支援

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151608.html>

介護報酬等の基準

- ▶ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
- ▶ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準
(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

令和6年度改正の主なポイント①

▶管理者の兼務

同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化

▶介護支援専門員一人当たりの取扱件数（基準）

利用者の数が3.5又はその端数を増すごとに1とする



利用者の数が4.4又はその端数を増すごとに1とする

（予防は利用者数の3分の1を加える）

* ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ事務職員を配置

している場合は4.9又はその端数を増すごとに1とする

（予防は利用者数の3分の1を加える）

令和6年度改正の主なポイント②

▶ 介護支援専門員一人当たりの取扱件数（報酬）

居宅介護支援費（Ⅰ） 40未満→45未満

居宅介護支援費（Ⅱ） 45未満→50未満

▶ 公正中立性確保のための取組み

前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合と同一事業者によって提供された割合を利用者に説明し理解を得ることについて、義務から努力義務へ

▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の100分の1を減算

* 減算にならないためには、業務継続計画の策定、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることが必要

令和6年度改正の主なポイント③

▶ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

- * 減算されないためには、対策を検討する委員会の定期的開催、結果の周知、指針の整備、定期的に研修を実施、担当者の選定をすることが必要

▶ 身体的拘束等の適正化の推進

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

- * 減算されないためには、緊急やむを得ない場合以外は身体拘束を行わない。身体拘束を行う場合は、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録が必要

令和6年度改正の主なポイント④

▶ケアプラン作成に係る主治の医師等の明確化

訪問リハビリ、通所リハビリを位置付ける場合について、入院中の医療機関の医師を主治の医師等に含む

▶モニタリングの要件の緩和

- ①利用者の同意を得る
- ②サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
 - (i) 利用者の状態が安定している
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
 - (iii) テレビ電話装置等を用いたモニタリングでは収集できない情報は他のサービス事業者との連携で収集する
- ③少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問する

* 以上の要件を満たした場合に、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

令和6年度改正の主なポイント⑤

▶入院時情報連携加算の見直し

①入院後3日以内に情報提供（200単位）

→ 入院した日に情報提供（250単位）

②入院後4日以上7日以内に情報提供（100単位）

→ 入院日の翌日又は翌々日に情報提供（200単位）

▶通院時情報連携加算の見直し

歯科医師の受診時を追加

▶ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

- ・末期の悪性腫瘍の患者に限らない
- ・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する

令和6年度改正の主なポイント⑥

▶ 特定事業所加算の見直し

- ・ 主任介護支援専門員及び介護支援専門員の常勤専従規定の緩和
当該事業所での兼務可、同一敷地内の指定介護予防支援事業所での兼務可
- ・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加する
- ・ 運営基準減算の適用除外
- ・ 介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数の緩和 45名
(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名)未滿へ

令和6年度改正の主なポイント⑦

▶改正の詳細

- ・以上のスライドで記載したポイントは、主なものの抜粋で内容についても簡略化してあります。
詳細については、必ず厚生労働省のホームページ及び豊島区ホームページ等で確認してください。

【参考】

厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

豊島区 「健康・福祉> 介護> 介護保険> 介護サービス事業者向け情報」

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2110040916.html>

介護保険課（事業者指導・監査グループ）

TEL : 03-3981-1474 FAX : 03-3981-6208

Email : A0029026@city.toshima.lg.jp